

京都府の省エネ・節電対策について

平成 29 年 11 月 16 日
京都府地球温暖化対策推進本部決定

今冬は安定した電力需給が予測され、国は節電要請を行いませんが、関西広域連合では、温室効果ガスの排出を抑え地球温暖化を防止するため、エネルギー消費量が増加する冬季においてこれまで培ってきた取組が継続されるよう、引き続き省エネ行動の呼びかけをすることと決定しました。

これを受けて、以下のとおり、府民・事業者の皆様へは省エネ行動の呼びかけを行うとともに、府は地球温暖化防止及び節電型社会の実現のため率先して省エネ・節電対策を実施します。

1 府民・事業者等への省エネの呼びかけ

<府民向け>

- 適正暖房、省エネ家電への買い換え等の省エネ行動を「関西冬のエコスタイル」として統一ポスターによる呼びかけ
- ※高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭は、健康に配慮して省エネルギーに取り組んでいただくよう呼びかけ。

<事業者向け>

- 関係団体を通じた呼びかけを実施

◆期 間 平成 29 年 12 月 1 日(金)～平成 30 年 3 月 31 日(土)

2 省エネの取組に係る府の支援

中小企業向け支援

- 省エネ・節電・EMS(エネルギーマネジメントシステム)診断事業
- BEMS(事業者向けのエネルギーマネジメントシステム)導入支援事業
- MEMS(集合住宅向けのエネルギーマネジメントシステム)導入支援事業
- 自立型再生可能エネルギーシステム導入支援事業

家 庭 対 策

- 府民だより、府ホームページで省エネを呼びかけ
- HEMS(家庭向けのエネルギーマネジメントシステム)機器設置助成
- スマート・エコハウス促進融資
- 家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置事業
- 省エネ・節電相談所の開設

要配慮者安全対策

- 在宅療養患者に対する相談窓口の設置

3 京都府庁の省エネ・節電対策

平成 22 年度冬比 10%減を目安として昨冬以上の省エネ・節電対策に取り組む (昨冬と同様の取組)

◆ 期 間 平成 29 年 12 月 1 日 (金)～平成 30 年 3 月 31 日 (土)

■勤務関係

- ・ 第 1・第 2 ノー残業デー、グループ定時退庁デー、府庁育児の日の定時退庁の徹底
- ・ 定時退庁の推進及び 20 時までの退庁の徹底

■エコ行動の徹底

<電力使用のマネジメント>

- ・ 本庁及び各地方機関施設ごとのデマンド監視装置を活用した電力使用の制御の徹底

<空 調 等>

- ・ 執務室の室温の適正管理 (19℃)
- ・ 空調の送風量を 1/2 に設定
- ・ 空調のフィルターのこまめな清掃
- ・ 保温ポット等の使用徹底、冷水機の 1/2 休止等
- ・ エレベーターの 1/2 休止
- ・ 庁舎内の移動に階段利用を促進
- ・ 暖房効率を高めるためにカーテン、ブラインド等の活用

<照 明>

- ・ 昼休みの完全消灯
- ・ 廊下照明の 3/4 消灯、トイレの使用時点灯
- ・ 窓側照明等の間引消灯の徹底 (必要により LED スタンドの活用)

<O A 機器>

- ・ ペーパーレス化の徹底によるコピー機、プリンターの使用削減 (参考:環境マネジメントシステム共通目標 コピー用紙購入枚数削減 (対前年度比 10%削減))
- ・ O A 機器の原則 1/2 使用制限
- ・ パソコンの画面輝度を 60% に低減、自動スリープ設定
- ・ パソコンのバッテリー駆動活用
- ・ 90 分以上席を離れる際のパソコンの電源オフ
- ・ 退庁時の節電タップのスイッチ完全オフの徹底

■上下水道関係

- ・ 久御山広域ポンプ場の貯留機能活用 (夜間等に浄水処理しピーク時の量を低減)
- ・ 下水処理場施設の一部停止を含むスマート (効率的) 運転
- ・ 工業用水ポンプ場のスマート運転

◆留意事項

- 窓口業務等の状況、建物・設備の特性等、各所属の実態に合わせて実施する。特に照明の消灯は、業務等に支障がない範囲で実施する。
- 「ウォームビズ」など温度に対応した服装を工夫する。
- エレベーターについては、配慮の必要な方が優先的に利用できるよう努める。